

令和5年度普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額の決定について（市町村分）

1 概要

- ・ 福岡県内市町村の普通交付税と臨時財政対策債発行可能額の合計は3,892億円（対前年度比▲83億円、▲2.1%）
 - 消費及び輸入の増による地方消費税交付金の増並びに給与所得の増による市町村民税所得割の増などにより、基準財政収入額が増加したため。
 - うち、普通交付税は3,552億円（対前年度比+125億円、+3.6%）
 - 臨時財政対策債は340億円（対前年度比▲208億円、▲37.9%）
 - ・ 不交付団体は苅田町のみ（昭和50年度以降49年連続）
- （参考）
- 全国市町村分の普通交付税と臨時財政対策債発行可能額の合計は、対前年度比▲2.1%（普通交付税は+2.3%、臨時財政対策債は▲43.9%）

（単位：百万円、%）

区分	令和5年度			令和4年度			増減額 C - F G	増減率 G / F H
	普通 交付税 A	臨時財政 対策債 B	A + B C	普通 交付税 D	臨時財政 対策債 E	D + E F		
	政令市	113,104	28,025	141,129	105,605	42,409		
市	173,760	4,893	178,653	170,652	9,978	180,630	▲ 1,977	▲ 1.1
町村	68,295	1,076	69,371	66,416	2,374	68,790	582	0.8
市町村計	355,159	33,994	389,153	342,674	54,761	397,435	▲ 8,282	▲ 2.1

（注）端数処理により、数値が合わないことがある。

【参考】算定に係る主な増減要因

- ① 基準財政需要額
 - 単位費用の増による社会福祉費、高齢者保健福祉費、包括算定経費（人口）の増
- ② 基準財政収入額
 - 消費及び輸入の増による地方消費税交付金の増並びに給与所得の増による市町村民税所得割の増

2 個別団体の状況

普通交付税と臨時財政対策債発行可能額の合計で見ると、前年度から増加した団体は31団体。

前年度に対する増減率が大きな団体は以下のとおり。

(1) 増加率の大きな団体と主な理由

久山町	11.2%	下水道費の増による需要額の増
宮若市	7.1%	市町村民税法人税割の減による収入額の減
東峰村	6.5%	公債費の増（災害復旧事業債の元金償還開始）による需要額の増

(2) 減少率の大きな団体と主な理由

福岡市	▲ 9.8%	市町村民税所得割の増による収入額の増
粕屋町	▲ 8.3%	固定資産税（家屋）の増による収入額の増
筑後市	▲ 6.9%	固定資産税（償却資産）の増による収入額の増

令和5年度普通交付税決定額及び臨時財政対策債発行可能額一覧表

(単位：百万円、%)

市町村名	令和5年度 普通交付税＋ 臨時財政対策 債発行可能額 A	令和4年度 普通交付税＋ 臨時財政対策 債発行可能額 B	増減率 (A-B)/B	市町村名	令和5年度 普通交付税＋ 臨時財政対策 債発行可能額 A	令和4年度 普通交付税＋ 臨時財政対策 債発行可能額 B	増減率 (A-B)/B
北九州市	83,259	83,848	▲ 0.7	芦屋町	2,491	2,500	▲ 0.3
福岡市	57,870	64,166	▲ 9.8	水巻町	2,742	2,734	0.3
大牟田市	11,372	11,627	▲ 2.2	岡垣町	2,833	2,771	2.2
久留米市	22,590	23,873	▲ 5.4	遠賀町	1,869	1,835	1.8
直方市	5,208	5,356	▲ 2.8	小竹町	1,848	1,803	2.5
飯塚市	14,902	15,586	▲ 4.4	鞍手町	2,723	2,574	5.8
田川市	6,858	6,789	1.0	桂川町	1,972	1,905	3.5
柳川市	7,989	8,038	▲ 0.6	筑前町	3,608	3,711	▲ 2.8
八女市	11,539	11,369	1.5	東峰村	1,457	1,369	6.5
筑後市	3,082	3,309	▲ 6.9	大刀洗町	2,083	1,998	4.2
大川市	3,771	3,687	2.3	大木町	1,681	1,620	3.8
行橋市	4,805	4,800	0.1	広川町	1,657	1,665	▲ 0.5
豊前市	2,949	2,894	1.9	香春町	2,261	2,224	1.7
中間市	4,594	4,730	▲ 2.9	添田町	2,617	2,640	▲ 0.9
小郡市	3,996	4,010	▲ 0.3	糸田町	2,104	2,105	▲ 0.0
筑紫野市	4,451	4,520	▲ 1.5	川崎町	3,442	3,400	1.2
春日市	4,743	4,761	▲ 0.4	大任町	2,407	2,434	▲ 1.1
大野城市	3,913	3,857	1.4	赤村	1,254	1,263	▲ 0.7
宗像市	7,873	7,640	3.0	福智町	4,875	4,862	0.3
太宰府市	4,607	4,591	0.4	苅田町	0	0	0.0
古賀市	3,688	3,833	▲ 3.8	みやこ町	4,104	4,114	▲ 0.2
福津市	5,655	5,739	▲ 1.5	吉富町	1,384	1,343	3.0
うきは市	4,985	5,024	▲ 0.8	上毛町	2,118	2,094	1.1
宮若市	2,959	2,763	7.1	築上町	3,785	3,767	0.5
嘉麻市	8,330	8,396	▲ 0.8				
朝倉市	7,026	6,856	2.5				
みやま市	5,868	5,669	3.5				
糸島市	8,147	8,132	0.2				
那珂川市	2,753	2,784	▲ 1.1				
宇美町	2,807	2,799	0.3				
篠栗町	2,229	2,278	▲ 2.1	大都市計	141,129	148,015	▲ 4.7
志免町	2,195	2,113	3.9	27市計	178,653	180,630	▲ 1.1
須恵町	1,980	1,956	1.2	31町村計	69,371	68,790	0.8
新宮町	979	1,015	▲ 3.6	58市町村計	248,024	249,420	▲ 0.6
久山町	711	640	11.2	60市町村計	389,153	397,435	▲ 2.1
粕屋町	1,154	1,259	▲ 8.3				

※ 端数処理により計が合わないことがある。

令和5年度普通交付税決定額一覧表

(単位：百万円、%)

市町村名	令和5年度 普通交付税 決定額 A	令和4年度 普通交付税 決定額 B	増減率 (A-B)/B	市町村名	令和5年度 普通交付税 決定額 A	令和4年度 普通交付税 決定額 B	増減率 (A-B)/B
北九州市	70,213	65,174	7.7	芦屋町	2,469	2,450	0.8
福岡市	42,891	40,431	6.1	水巻町	2,696	2,632	2.4
大牟田市	11,162	11,176	▲0.1	岡垣町	2,778	2,652	4.8
久留米市	20,960	21,072	▲0.5	遠賀町	1,831	1,749	4.7
直方市	5,104	5,126	▲0.4	小竹町	1,833	1,769	3.6
飯塚市	14,669	15,046	▲2.5	鞍手町	2,687	2,496	7.7
田川市	6,772	6,610	2.5	桂川町	1,951	1,859	4.9
柳川市	7,879	7,806	0.9	筑前町	3,556	3,593	▲1.0
八女市	11,422	11,113	2.8	東峰村	1,451	1,356	7.0
筑後市	2,981	3,074	▲3.0	大刀洗町	2,053	1,935	6.1
大川市	3,708	3,549	4.5	大木町	1,654	1,562	5.9
行橋市	4,658	4,495	3.6	広川町	1,614	1,572	2.6
豊前市	2,895	2,782	4.0	香春町	2,243	2,185	2.7
中間市	4,534	4,592	▲1.3	添田町	2,602	2,607	▲0.2
小郡市	3,881	3,740	3.8	糸田町	2,092	2,078	0.7
筑紫野市	4,235	4,031	5.1	川崎町	3,416	3,343	2.2
春日市	4,536	4,320	5.0	大任町	2,395	2,406	▲0.5
大野城市	3,690	3,371	9.5	赤村	1,248	1,250	▲0.1
宗像市	7,690	7,247	6.1	福智町	4,842	4,790	1.1
太宰府市	4,475	4,281	4.5	苅田町	0	0	0.0
古賀市	3,558	3,557	0.0	みやこ町	4,067	4,031	0.9
福津市	5,535	5,468	1.2	吉富町	1,369	1,312	4.3
うきは市	4,934	4,911	0.5	上毛町	2,103	2,062	2.0
宮若市	2,879	2,603	10.6	築上町	3,754	3,698	1.5
嘉麻市	8,272	8,272	▲0.0				
朝倉市	6,907	6,590	4.8				
みやま市	5,802	5,528	5.0				
糸島市	7,973	7,748	2.9				
那珂川市	2,647	2,546	4.0				
宇美町	2,742	2,655	3.3				
篠栗町	2,177	2,161	0.7	大都市計	113,104	105,605	7.1
志免町	2,103	1,917	9.7	27市計	173,760	170,652	1.8
須恵町	1,928	1,850	4.2	31町村計	68,295	66,416	2.8
新宮町	904	844	7.1	58市町村計	242,055	237,069	2.1
久山町	667	548	21.7	60市町村計	355,159	342,674	3.6
粕屋町	1,071	1,055	1.5				

※ 端数処理により計が合わないことがある。

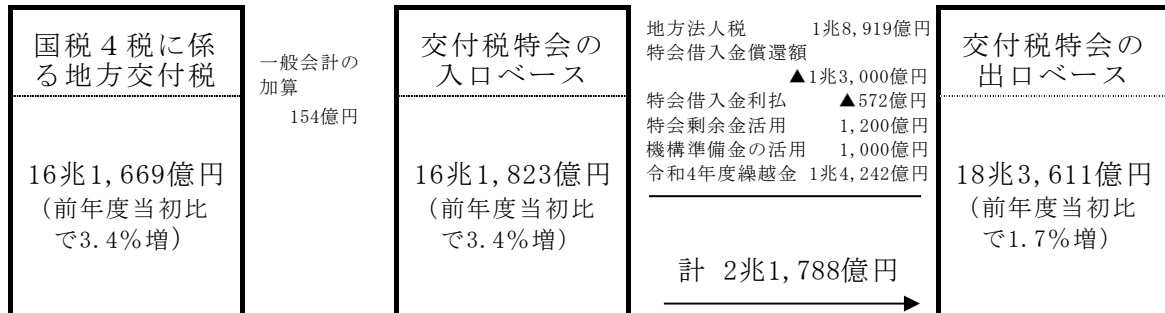
地方交付税制度の概要

1 地方交付税制度の目的

- **財源調整**→税源の偏在による地方団体間の財政力格差を是正。
- **財源保障**→全地方団体が合理的かつ妥当な水準の行政を行えるよう所要財源を確保。

2 地方交付税の総額（令和5年度）

一般会計からの加算等により出口ベースの総額を確保（前年度当初比で1.7%増）。臨時財政対策債は前年度比で44.1%減。



〔参考〕法定4税の額
 所得税及び法人税の33.1%＋酒税の50%＋消費税の19.5%

以上は通常収支分に係るものであり、このほか東日本大震災分に係るものとして、別途、震災復興特別交付税を確保。

3 地方交付税の性格

- **地方団体の共有独立財源**→自治体の財源調整と財源保障のため、国が一括徴収する間接徴収形態の地方税。
- **使途に制限のない一般財源**→国が交付税の使途を制限したり、条件を付けたりすることは法律で禁止。
- **国と地方の税源配分を補完**→国と地方の歳入・歳出ギャップ（歳入は国：地方＝3：2で歳出は逆）を補完。

4 地方交付税の種類

- 普通交付税→地方交付税総額の94%
- 特別交付税→ " 6%

5 普通交付税の額の決定

① 交付額

$$\boxed{\text{交付額}} = \boxed{\text{基準財政需要額 (標準的な財政需要)}} - \boxed{\text{基準財政収入額 (標準的な財政収入)}} = \boxed{\text{財源不足額 (交付基準額)}}$$

② 基準財政需要額

各地方団体が自然的・社会的条件に対応して合理的かつ妥当な水準の行政を行うのに必要な一般財源

$$\boxed{\text{基準財政需要額}} = \boxed{\text{単位費用}} \times \boxed{\text{測定単位の数値}} \times \boxed{\text{補正係数}}$$

単位費用→測定単位1単位当たりの一般財源の所要額
 測定単位の数値→行政項目ごとに量を測定する数値（例 国調人口、児童数(学校基本調査)等）
 補正係数→団体ごとの自然条件や社会条件の違いによる財政需要の差を反映する係数
 例 段階補正～地方団体の人口が増加するに従い、行政経費も増加するが、人口が2倍になっても、人口1人当たりの経費が割安となり、行政経費が必ずしも2倍を上回るとは限らないため、その経費の差を反映させる補正（スケールメリットの反映）
 態容補正～行政の権能差（保健所設置市等）等を反映させる補正

③ 基準財政収入額

各地方団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な税収入の一定割合により算定された額

$$\boxed{\text{基準財政収入額}} = \boxed{\text{標準的な地方税収入}} \times \boxed{75/100} + \boxed{\text{地方譲与税等}}$$

6 地方交付税の交付

- 普通交付税→当該年度分を4月、6月、9月、11月の年4回に分けて交付。
- 特別交付税→当該年度分を12月と（翌年の）3月の年2回に分けて交付。ただし、地方団体の財政運営に著しい影響を及ぼすおそれのある大規模災害等の発生時において、12月と3月の定例の決定・交付とは別に、その都度、特別交付税の額を決定・交付することができる特例を平成23年度から新設。

令和5年度 臨時財政対策債発行可能額について

1 臨時財政対策債発行可能額の内訳

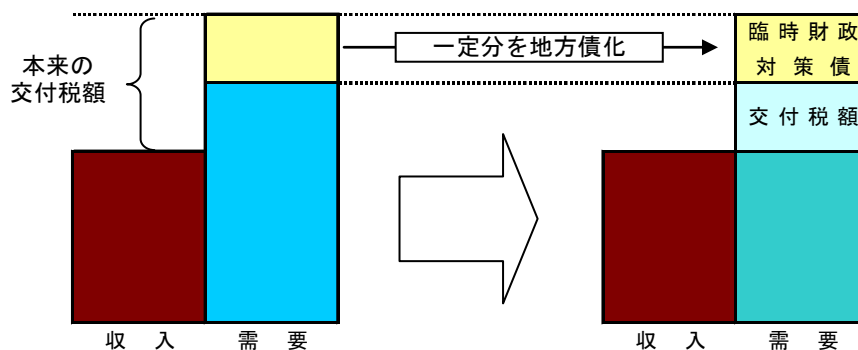
(単位: 百万円、%)

区分	令和5年度	令和4年度	伸率
大都市	28,025	42,409	▲ 33.9
都市	4,893	9,978	▲ 51.0
町村	1,076	2,374	▲ 54.7
計	33,994	54,761	▲ 37.9

(注) 端数処理により、計が合わないことがある。

2 臨時財政対策債の概要

令和5年度において、地方財源の不足に対処するため、地方財政法第5条の特例として発行される地方債（平成13年度から令和5年度までの間においても同様に発行）。なお、その元利償還金については、翌年度以降の基準財政需要額に全額算入する。



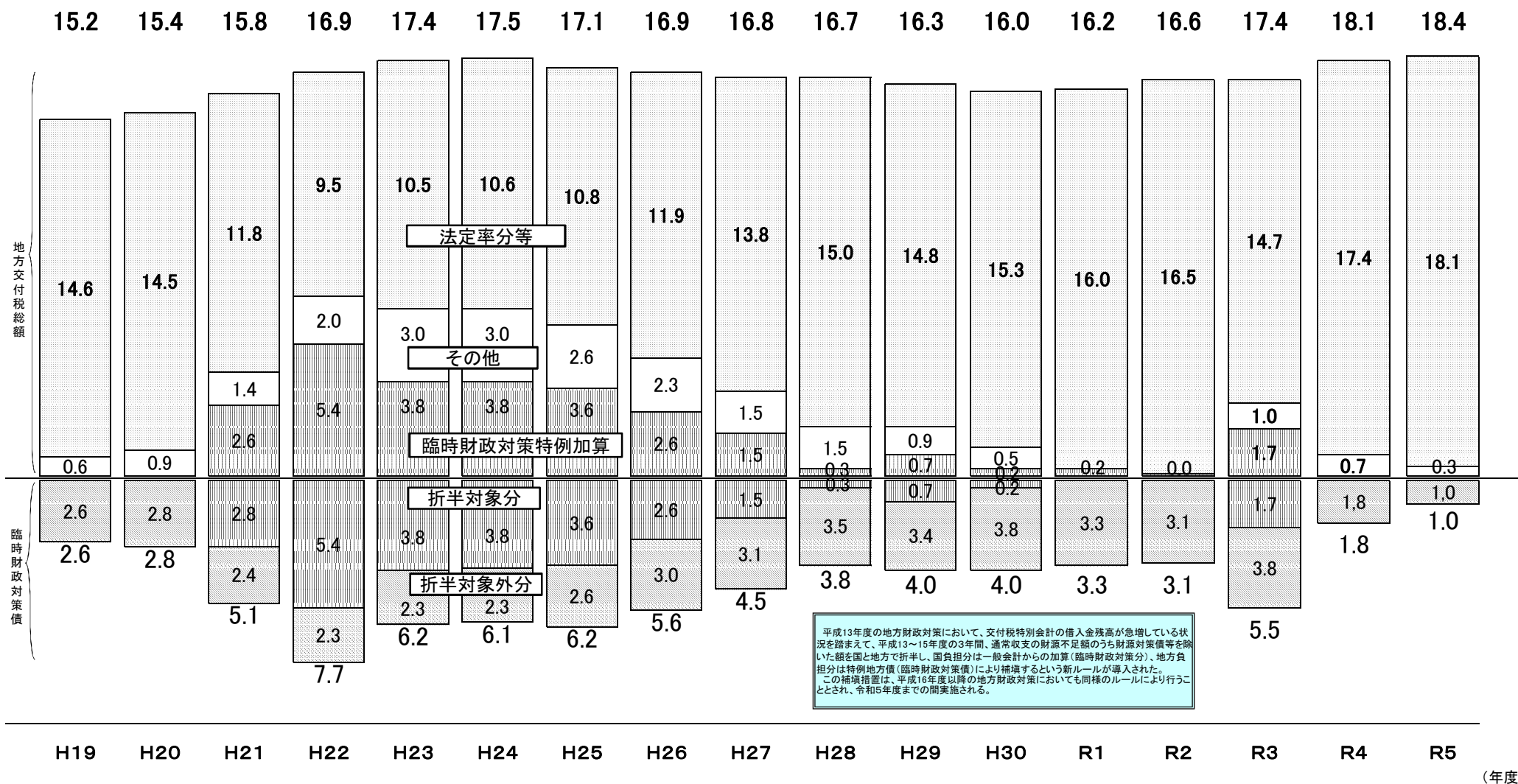
3 臨時財政対策債発行可能額の算出方法

財政力の弱い地方公共団体に配慮し、財源調整機能を強化する観点から、平成23年度から段階的に「人口基礎方式」を廃止し、平成25年度に「財源不足額基礎方式」へ完全に移行した。

- ① 人口基礎方式
全ての地方公共団体を対象とし、各団体の人口を基礎として算出
- ② 財源不足額基礎方式
人口基礎方式による臨時財政対策債発行可能額を振り替えたときに、財源不足額が生じている計算となる地方公共団体を対象とし、当該不足額を基礎として算出（財政力に応じて遡増）

◆ 地方交付税等総額（当初）の推移（H19～R5）

（兆円）



平成13年度の地方財政対策において、交付税特別会計の借入金残高が急増している状況を踏まえて、平成13～15年度の3年間、通常収支の財源不足額のうち財源対策債等を除いた額を国と地方で折半し、国負担分は一般会計からの加算（臨時財政対策分）、地方負担分は特例地方債（臨時財政対策債）により補填するという新ルールが導入された。この補填措置は、平成16年度以降の地方財政対策においても同様のルールにより行うこととされ、令和5年度までの間実施される。

※表示未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない箇所がある。
 ※「法定率分等」は、所得税・法人税・酒税・消費税・たばこ税（～H27）・地方法人税（H26～）の法定率分、国税決算精算分及び国税減額補正精算分の合算額。
 ※「その他」は、「法定率分等」と「臨時財政対策特例加算」を除く措置（法定加算、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用、交付税特別会計借入金の償還等）の合算額。